平成２２年（フ）第１１５号
福島県郡山市菜根５丁目４番２号
債務者　南條愼一郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福島県郡山市富田町字下亀田１番地の39　サンシャインコポラス102号
債務者　立花　正三
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
福島県郡山市富田町字大徳南39番地の１
債務者　村越　秀忠
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
福島県郡山市富田町字大徳南39番地の１
債務者　村越　文子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
福島県白河市久田野前田63番地　市営４―101
債務者　熊谷　　守
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
神戸市灘区泉通２丁目５番１―509号
債務者　大野　洋平
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３９号
神戸市東灘区渦森台２丁目３番502号
債務者　安本　美鈴
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７５号
神戸市中央区元町通７丁目１番２―505号、従前の住所神戸市須磨区須磨浦通６丁目１番１号
債務者　山下　慎司
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２２号
名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘５棟107号、住民票上の住所名古屋市南区宝生町２丁目１番地　宝生荘３棟104号
債務者　齋藤　孝良
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９８号
愛知県小牧市堀の内５丁目６番地１　レオパレスクレール106号
債務者　矢野　雅子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
山口県下関市宝町39番15―105号　ハイツソリティアⅡ梅津方、住民票上の住所山口県下関市川中本町１丁目11番11―402号　パレス寺山
債務者　土井啓次郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
山口県下関市新地町１番20―401号　市営新地住宅２、前住所山口県下関市彦島福浦町１丁目11番５―403号
債務者　勝野　益枝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
山口県下関市一の宮学園町18番２号
債務者　福田千津子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
山口県下関市上新地町５丁目５番21号
債務者　平良　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
山口県下関市上新地町５丁目５番21号
債務者　平良千代美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目20番19号
債務者　宮本　誠治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６８号
北九州市小倉北区片野４丁目17番８―702号
債務者　井上　朱美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部